



7月オープン予定の福津市複合文化センター「カメラステージ」と命名

区分	平成29年度当初予算	平成28年度当初予算	
一般会計	202億1054万円	209億4006万円	
特別会計	国民健康保険事業	80億6465万円	79億985万円
	後期高齢者医療事業	9億8134万円	8億9906万円
	介護保険事業	47億6851万円	46億3876万円
	住宅新築資金等貸付事業	466万円	594万円
(小計) 特別会計	138億1917万円	134億5362万円	
総計	340億2971万円	343億9368万円	

※表示単位未満切り捨ての関係で積み上げと合計が一致しない場合があります。

平成29年度当初予算一般会計 202億1054万円

総額340億円のうち一般会計202億円の予算が決まった。例年市長選が行われた年の年度予算は、市運営にとって必要な経費のみ予算化し、6月定例会に政策を含んだ予算が追加される。

行政経営推進事業費

第2次総合計画画策定業務委託料、総合計画画策定審議会委員報酬など 992万円

地域交通体系整備事業費

バス運行委託料、地域交通体系調査委託料、バス停設置委託料など 4433万円

津屋崎庁舎再生整備事業費

古墳のジオラマなど歴史資料展示品製作委託料、サイン設置工事費に 1181万円

地方創生事業費

福津産品販路拡大業務委託料 福津暮らしの旅・空店舗等活用事業補助金など 1802万円

松くい虫防除事業費

松くい虫防除事業、防風竹柵工事費など 1557万円

水産振興一般管理費

かき養殖関係、漁礁、車エビの放流、渡半島1haのガンガゼ駆除など 520万円

観光産業活性化推進事業費

門前町サミット、光の道週間、秋フェア、鯖料理など補助金に 1425万円

小学校校舎施設整備事業費

小学校工事監理委託料、仮設校舎賃借料、大規模改造工事費など 5億481万円

複合文化センター管理運営費

オープニングイベント委託料、指定管理料、電算機器賃借料など 1億1359万円

古墳公園建設事業費

用地補償調査委託料、古墳公園用地購入費、物件等補償費など 3億4552万円

世界遺産登録活動事業費

展望所修繕、公衆用トイレ整備工事費、新原・奴山古墳群観光事業委託料、駐車場整理業務委託料、看板・サイン・車止め設置工事費、世界遺産登録準備負担金など 4281万円

平成29年度特別会計・公共下水道事業会計

下水処理場の能力限界、処理池増設へ

福岡浄化センターの5池目処理場建設設計を含む約7千万（公共下水道事業会計）が予算計上された。人口の伸びにより、現在の下水処理能力を超える予想。平成33年度完成を目指し、計画を進める。

国民健康保険事業特別会計

- ・平成30年4月からの制度改革に伴うシステム改修費用

3272万円

介護保険事業特別会計

- ・週1回5人以上で介護予防のための活動を行う場合の会場費等の経費補助 80万円
- ・介護予防を行う場所として、空き店舗や空き家の軽微な改修費用 200万円
- ・認知症地域支援推進員配置のための委託料 500万円

後期高齢者医療事業特別会計

- ・平成30年度に保険料のコンビ二エンスストア納付開始のためのシステム改修費

388万円

平成28年度補正予算 「あんずの里」改修工事と 大駐車場設置へ

平成28年度の最終予算が確定した。一般会計予算としては219億5723万円となり当初予算より10億円の支出増となったが、市税収入は1億1千万円増にとどまった。

補正予算の主な事業

地方創生拠点整備事業費

- ・世界遺産登録を見据えたあんずの里の整備
- ・バスが止まる駐車場の整備費（用地買収も含めて）

6610万円

ふれあいの館改修設計及び工事費に 1億3720万円



5池目を予定している福岡浄化センター

福津市複合文化センター

「カメラリアステージ」オープン近し

3議案を審査 可決

津屋崎庁舎再生整備計画が終了することに伴い計画策定を行ってきた審議会を廃止する条例、職員の介護・子育てのための休暇を拡充する条例、市がマイナンバー情報を利用する規定を定める条例を審査し、委員会でも可決した。

(総務文教委員会)

福津市附属機関設置

条例改正

津屋崎庁舎再生整備計画策定審議会は、複合文化センターと企業事務所として利用が決定し、平成29年7月のオープンに向け工事も完成が近く、審議会の役割が終了したので、本審議会の項目を削除した。

福津市職員に関わる

条例改正

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び育児休業等に関する条例の一部を改正した。

危険な空家に市が対応 即時執行可能

3議案を審査 可決

国の空家対策に加え市独自の対応ができるように決めた条例、市が空き地所有者に適正な管理を求めることができる条例、新規住宅地内の道路をはじめ市道として認める道路を認定する条例を審査し、委員会でも可決した。

(建設環境委員会)

福津市空家等の適正管理に関する条例制定

国による空家等対策の推進に関する特別措置法の補完であり、所有者の意思判断能力が前提であるが、住民の生活環境を維持できないと判断した場合は即時執行できる規定を加えた。

福津市空き地等管理の適正化に関する条例改正

宅地化された土地で人が使用していない空き地について、所有者に対し適切な指導をし、勧告をする。

主な質疑

問 条例では宅地等と宅地に限定されているが、田畑などはどうなるのか。

答 田畑は農地法で、森林は森林法で規制されている。田畑については農業委員会や森林については建設課で対応している。

市道路線の認定、廃止及び変更

市内で新築された住宅や団地に生活道路を開設、使用されない道路の廃止及び変更などで、認定した路線は32カ所、廃止は26カ所、変更は2カ所となる。

主な質疑

問 介護休暇は何日間取得できるのか。

答 介護休暇は、3ヶ月である。

問 夫婦で勤務している場合、各々に介護休暇取得も可能か。

答 職員の夫婦各々が、順番に取得することも可能である。

個人情報保護条例、個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例改正

個人のマイナンバー利用範囲を条例で規定しているが、追加に際し、この条例によって国が保有する情報ネットワークシステムの利用取得が可能となる。